

11月13日第3回子どもの環境づくり推進委員会におけるご意見への回答一覧表

【資料2】

11/13 令和4年度第3回子どもの環境づくり推進委員会における意見				
番号	主な意見	計画の位置づけ	担当課	回答・対応
1	<p>【高校生防災学習推進事業、学校安全総合支援事業(災害安全)】 中学生の頃に高知新聞社の防災記者として、南海トラフ地震のことについて学んだ。また、「高知県高校生津波サミット」も見学をしたことがある。見学をした際に聞いた高校生の発表からは、備えの大切さを感じた。 しかし、中学校に持ち帰り発表をした際に、<u>備えていないという方もいたので、このような事業を広めていくことが必要である</u>と考える。(委員)</p>	<p>プラン3:子ども自身の自発的な活動を支援 ・南海トラフ地震等の災害発生時に、子どもの命を守り、命をつなぐための支援や、情報提供</p>	<p>教育委員会 (学校安全対策課)</p>	<p>【高校生防災学習推進事業(高知県高校生津波サミット)】 ・実践校の高校生が地域自主防災組織の方から震災に備えることの大切さを学び、主体的に防災活動に取り組んでいる。 【学校安全総合支援事業(災害安全)】 ・拠点校において、児童生徒が家庭の防災対策や備えを強化するよう防災学習や防災活動に取り組んでいる。 ・今後も、こうした事業を一層充実させ、児童生徒の学びや活動から震災への備えが進むよう取り組んでいく。</p>
2	<p>【県内外の学生同士の交流について】 「まんが甲子園開催事業」にボランティアとして参加した。参加者の方との交流では学ぶものがあり、<u>県内外の学生同士が交流できる機会が、今より増えればと感じた。</u>(委員)</p>	<p>〈事業追加〉 プラン1:子どもが豊かな体験をするための支援 ・自然体験活動やその他の様々な体験活動の充実及び情報提供</p>	<p>政策企画課</p>	<p>【薩長土肥連携青少年交流事業】 ・鹿児島県、山口県、高知県、佐賀県の高校生(各県10名)が幕末維新期の偉人やその志を学び、相互に交流する。 (R4/10/7~10/9佐賀県で開催、R5高知県で開催予定)</p>
3	<p>【デジタル技術の進展に伴うSNS活用マナーについて】 スマートフォンの普及により、小学生の早い段階からスマートフォンを所有している。影響として、いじめへの発展も考えられる。小学生だから許されることではないと思うので、<u>小学生の頃から、授業等で学習の機会を設け、小中高と積み重ねていくことが大切である</u>と考える。(委員)</p>	<p>プラン8:子どもと大人の規範意識を高める取り組み ・非行防止教室や万引き防止の啓発、ネットマナーやSNSの危険性の啓発など、非行の未然防止策の推進</p>	<p>教育委員会 (人権教育・児童生徒課)</p>	<p>・インターネットの適切な利用に向けた教職員用研修資料を各学校に配布し、ネットいじめや、個人情報の流布等の未然防止を進めている。 ・併せて、子どもたちがインターネットやSNS等を適切に利用するために、情報発信による他人や社会への影響や、ネットワーク上のルールやマナーについて考え、正しい知識と情報モラルを身に付け、行動化できるような学習活動を行っている。 ・令和3年度に、情報モラル教育を実施する際の留意点や、指導のカリキュラムなどを解説した「情報モラル教育実践ハンドブック」を作成し、全公立学校に配布。 ・発達段階に応じた授業の指導案や教材を27事例掲載しており、学校での活用を促している。</p>

番号	主な意見	計画の位置づけ	担当課	回答・対応
4	<p>【デジタル技術の進展に伴う教育現場での活用支援】 学校における1人1台のタブレットの普及について、現状としてタブレットでの学習に教員の対応の差を感じることもある。デジタル化に遅れをとらないよう、生徒や教職員を含め、有効に活用できるような支援が必要ではないかと考える。(委員)</p>	<p>教育委員会の計画に位置づけられており、PDCAを回し取り組んでいる。</p>	<p>教育委員会</p>	<p><小中学校> ・小中学校では、各教科等における授業づくりのプロセスを学ぶことのできる授業づくり講座や、情報教育の中核的な役割を担う情報教育推進リーダーの養成等に取り組んでいる。 ・授業づくり講座においては、1人1台タブレット端末導入当初はアプリを用いて情報共有や、資料提示を行う事例が多かったが、蓄積された学びを活用しながら思考を深めたり、児童生徒が相互にコメント機能で助言し合ったり、端末画面を見せながら直接意見交流したりするなど、ICTを有効に活用した実践が見られるようになった。 ・情報教育推進リーダーについては、授業づくり講座の教材研究会において、ICTの効果的な活用について助言したり、校内や域内においてICT活用に向けた研修を行ったりして、ICTを活用した授業の普及に取り組んでいる。 ・児童生徒のICT活用スキル向上を目指し、タイピング選手権を行っている。第1回には、延べ7,769名が参加し、それぞれタイピングスキルの向上が見られた。</p> <p><県立高等学校等> 県立高等学校等においては、ICT支援員(4名)が、月1回以上の学校訪問やオンラインを活用し、ICT活用促進を図るため校内研修や教員のスキルに応じた個人研修を実施。 ・また、学校支援チームやICT授業アドバイザーが教科訪問を行い、1人1台タブレット端末を効果的に活用した授業方法について、各教科の教員に助言・指導を行っている。</p>
5	<p>【デジタル化社会における対面でのコミュニケーションについて】 デジタル化の一方で、対話や会話といったアナログも大切である。ネット上では会話ができるが、対面での会話ができないという人もいる。学校教育において、デジタルとコミュニケーションを上手く使い分けることが重要。(委員)</p>	<p>教育委員会の計画に位置づけられており、PDCAを回し取り組んでいる。</p>	<p>教育委員会</p>	<p>・コミュニケーションスキルは、社会生活の基礎となるものであり、これまですべての教科・科目等で適宜学習に取り組んできたところ。 ・デジタル化社会においても重要なスキルであるため、令和4年度実施の学習指導要領においても、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善が求められているところであり、ICT機器を活用した授業においても、対話的な場面を設定した授業の実施を進めている。</p>
6	<p>【不登校支援について】 ・不登校について、資料より時間が経過するにつれ増加していることがわかる。そこで、学校において、皆が平等であり、居心地の良い環境を作るべきだと思う。また、経験者から話を聞くなど、不登校になる理由を周りが理解していくことも大切であると考える。(委員)</p> <p>・不登校について、学校に行くことだけが選択肢ではなく、どういった未来を描いていきたいかについて、子どもの意見に耳を傾けながら考えていきたいと思う。(委員)</p>	<p>〈事業追加〉 プラン3:子ども自身の自発的な活動を支援 〈新規項目追加〉 ・子どもの自治的活動(学校行事や児童会・生徒会活動)の活性化、および学級での話し合い活動や子どもが主体的に活躍できる場の充実に向けた支援</p> <p>〈事業追加〉 プラン11(不登校対策などへの多方面からの取り組み) ・不登校の予防と不登校児童生徒などへの支援の強化</p>	<p>教育委員会 (人権教育・児童生徒課)</p>	<p>【夢いっぱいプロジェクト推進事業】 ・日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話及び行事や授業等を通じた個と集団への働きかけを大切にしている。 ・そして、全ての教育課程を通して、生徒指導上の留意する視点を働かせることで、「個々の子どもが主体的に取り組める授業づくり」「児童生徒主体の行事や生徒会・児童会活動等の取組の充実」「すべての児童生徒の安全安心な居場所づくり・教員や友達との信頼関係を育む絆づくりを意図した学級経営」の実践研究の充実を図っている。 ・その研究成果は、推進校の公開授業研修会や生徒指導主事会(担当者会)等で実践発表等を通じて周知し、県内各校に未然防止につながる取組を広げている。</p> <p>【不登校支援推進プロジェクト(令和3年度～)】 ・「校内適応指導教室」モデル校を7中学校に設置し、コーディネーター役の教員を常駐させ、生徒が安心して学べる環境整備と効果的な支援の在り方についての研究を実施。 ・また、モデル校を所管する6市町を「学習支援プラットフォーム活用モデル地域」に指定し、登校困難な子どもの学習機会確保に向け、各モデル地域の教育教育支援センターと連携し、タブレット端末を活用した効果的な自主学習など自立支援に向けた取組を実施。</p>

番号	主な意見	計画の位置づけ	担当課	回答・対応
7	<p>【不登校支援について(計画内の位置づけ)】 不登校対策について、現在の計画においては、プラン11として「子どもの権利が尊重されながら、安心して心豊かに成長できる」に紐付いているが、「子ども一人一人が、自らの力を発揮しながら主体的に活動できる環境を整える(プラン3・4)」に紐付けることによって見える風景が変わってくるのではないかと考える。(委員)</p>	<p>〈事業追加〉 プラン3:子ども自身の自発的な活動を支援 〈新規項目追加〉 ・子どもの自治的活動(学校行事や児童会・生徒会活動)の活性化、および学級での話し合い活動や子どもが主体的に活躍できる場の充実に向けた支援</p> <p>〈事業追加〉 プラン11(不登校対策などへの多方面からの取り組み) ・不登校の予防と不登校児童生徒などへの支援の強化</p>	<p>教育委員会 (人権教育・児童生徒課)</p>	<p>・上記の「夢いっぱいプロジェクト推進事業」が該当。</p>
8	<p>【心の教育センター相談支援事業】 計画の事業評価について、プラン10「心の教育センター相談支援事業」では、評価の軸としてスクールカウンセラーの相談者数があげられているが、<u>問題解決に至る質的な評価が必要ではないか。また、相談がある無しから一歩踏み込み、相談があった後に問題解決にどう繋ぐかへのルートが重要。</u>(委員)</p>	<p>プラン10:児童虐待やいじめなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化 ・各種相談機関での来所や電話・メールによる相談支援の充実及び体制強化と窓口の広報等の実施</p> <p>プラン11:不登校対策などへの多方面からの取り組み ・学校や心の教育センター、ひきこもり地域支援センターにおける教育相談や、心のケアの充実強化</p>	<p>教育委員会 (人権教育・児童生徒課)</p>	<p>【心の教育センター相談支援事業】 ・いじめや不登校等を主訴とする相談など、事案の解決や学校の支援方法の改善を相談者が希望する場合は、学校や関係機関と連携してよりよい支援方法を検討し、学校との連携については、相談者の思いを十分に聞き取ったうえで、学校、心の教育センターのカウンセラー、指導主事等によるコンサルテーションを実践。 ・カウンセリングを通して、相談者の自己理解を進め、ペースに合わせた支援を行うことで、安心して相談できる場を提供することを心がけている。 ・不登校が主訴の場合、学校復帰にこだわりすぎず、相談者自身の気持ちの整理や安心して話することができる時間の確保に努めるとともに、ゆっくり休める環境づくりや、生活圏の中でできることを共に模索するようにしている。 ・ケースによって守秘の範囲や状況が多岐に渡るため、解決策ごとの実績をあげることは難しいが、主訴が一定解決しているかどうか(好転状況等)も含めて、定期的に行うケース検討会等で共有するなどして、相談業務の検証改善を行うようにしている。</p>
		全課	全課	

番号	主な意見	計画の位置づけ	担当課	回答・対応
9	<p>【環境学習について】 環境学習は、リーダー育成だけでなく、子どもの身近な環境に自然を置き取り組みをしていただきたい。日常的な自然体験がないところに、非日常の自然体験活動を入れても、その場限りの取組となり、日常的に自然に触れる機会を増やすことが、効果的であると考え。例えば、学校に木を一本植え、その木に集まる虫たちを日常的に感じる機会を設けるなど、リスク管理が必要になると思うが、学校を中心に地域の方々の協力を得て対策ができないか考える。(委員)</p>	<p>〈事業追加〉 プラン2:文化や芸術、スポーツ、自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり ・芸術やスポーツ、自然などの生の姿に触れ、実際に自分でやってみる参加体験型のイベントの促進や、ハンズ・オン(自ら見て、触って、試して、考えること)の機会の充実</p>	<p>林業振興・環境部 (林業環境政策課)</p>	<p>●「緑の募金事業」学校環境緑化モデル事業(公益社団法人国土緑化推進機構) ・学校敷地内の緑化(樹木の植樹、手入れ等)や環境教育フィールドの整備(ピオトープ等)などを支援しており、県内の小中学校から毎年1~2校が採択されている。(R5は、全国で70校程度を助成、上限50万円)</p> <p>【(仮称)緑化促進事業費補助金】 ・R5新規事業として、県の森林環境税を活用した事業を実施予定。 ・子どもたちの身近な学校や公園等の施設の緑化等を支援。(詳細調整中。上記事業よりも大きな規模の緑化事業に対する支援を予定)</p>
10	<p>【ヤングケアラーについて】 ヤングケアラーについて、ここ数年で注目されるようになった。この問題は、今に始まったものではなく、注目されるようになったことは良いことでもある。今年度の実態調査も踏まえて、対策に位置づけていただきたいと思う。その際には、当事者の頑張りを認めてあげながら、子どもと一緒に考えていくことが大切であると思う。(委員)</p>	<p>〈新規項目追加〉 プラン10:児童虐待やいじめ、ヤングケアラーなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化 ・ヤングケアラーへの理解促進や、早期発見、相談支援体制の整備など、個々のニーズに応じたヤングケアラーへの支援の充実</p>	<p>子ども家庭課</p>	<p>【ヤングケアラー支援体制強化事業】 ・国においては、令和4年度から令和6年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催等を通じて、社会全体の認知度の向上を図っているところ。 ・高知県においても、令和4年度は、県内の中高生を対象に実態調査を行うとともに、中高生を含む一般県民向けのフォーラムの開催や、各種媒体での広報啓発に取り組むとともに、ヤングケアラーを支援する市町村の支援体制整備を支援するため、ヤングケアラー・コーディネーターを配置するなどして、ヤングケアラーの支援に取り組んできた。 ・令和5年度においては、引き続き社会的認知度の向上に取り組むとともに、子どもからのSOSを見逃さず、適切な相談・支援機関に繋がれるよう、地域の支援者向けのリーフレットの作成や、元当事者の方による学校での出前授業を実施するとともに、地域における多職種でのチーム支援の体制を強化するため、元当事者が参加する多職種参加型のワークショップの実施を検討している。 ・また、ヤングケアラーの広報等を行うにあたっては、「ヤングケアラー＝悪いこと」ではなく、「家族のお世話をすることは素晴らしいこと」であることをまずお伝えするようにしている。 ・一方、「年齢に見合わない過度な負担によって学業や生活に影響が出てくる可能性がある」ことを併せて伝え理解が進むよう引き続き取り組んでいく。</p>